

公共事業の事前評価書

(国有林直轄治山事業等の事前評価)

平成16年 3月

農林水産省

1 評価の対象とした政策

平成16年度に新規地区採択を要求している次の事業地区を対象として実施した。

区 分	事 業 名	評 価 実 施 地 区 数
直 轄 事 業	国有林直轄治山事業	107
	森林環境保全整備事業	35
	森林居住環境整備事業	2
小計		144
緑資源機構事業	水源林造成事業	6
小計		6
補助事業	民有林補助治山事業	2,041
	森林環境保全整備事業	420
	森林居住環境整備事業	30
	農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業	44
小計		2,535
合計		2,685

2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

1 評価担当部局

本評価は林野庁が実施した。

なお、

- ① 直轄事業については、各森林管理局（分局）において実施した。
- ② 緑資源機構事業及び補助事業については、事業実施主体が収集・把握したデータ等をもとに、林野庁の各評価担当部局において実施した。

2 評価実施期間

平成16年1月から平成16年3月

3 評価の観点

本評価においては、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的に評価を行った。

各事業地区毎の評価の観点は、チェックリスト及び判定基準（別添3）に示すとおりである。

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、事業採択の適正な実施に資する観点から、費用対効果分析、チェックリストにより総合的に把握した。その結果は、地区別評価結果（[別添2](#)）に示すとおりである。

5 学識経験を有する者の意見の活用に関する事項

農林水産省政策評価会林野庁専門部会において、評価の手法について専門的見地からの意見を聴取した。

同専門部会において、主な意見の概要は以下のとおりであった。

- ① 林野公共事業の新規採択の方法について、費用対効果分析の方法、チェックリストの項目、これらにより、事業の必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価を行い、採択することは妥当である。
- ② 森林というのは極めて特殊な分野であり、そのことを常に考えながら、評価を実施する必要がある。

委員構成は、[別添4](#)のとおりである。

6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

- ① 評価実施地区毎にチェックリストを作成し、インターネット等で公表することとしている
- ② 農林水産省政策評価会林野庁専門部会における資料、議事録については林野庁において、直轄事業についての評価に用いたデータ等については各森林管理局（[別添1](#)）においてインターネット等で公表することとしている。

緑資源機構事業についての評価に用いたデータ等については、農林水産省情報公開窓口において閲覧することとしている。

本評価に対する問い合わせ先（事業主管課）は[別添1](#)のとおりである。

7 評価の結果

評価の対象とした全ての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性が認められるとの結果であった。

評価結果は[別添2](#)に示すとおりである。